特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子育て世帯への臨時特別給付に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、子育て世帯への臨時特別給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付に関する事務					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 児童手当等受給者については、所得要件を満たす者に対して、申請不要で「子育て世帯への臨時特別給付(以下、「給付金」)」を支給する。その他の者については、申請により、対象児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等のうち所得要件を満たす者に対して、給付金を支給する。 市外からの転入により所得情報を把握していない者について、情報ネットワーシステムに接続された端末を介し、情報照会を行うことで対象者の把握を行う。					
③システムの名称	1. 子育て世帯への臨時特別給付管理システム、2. 児童手当システム、3. 団体内統合利用番号連携サーバ、4. 中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	å en					
(1)子育て世帯への臨時特別:	給付ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の101の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年5月19日法律第38号) 第10条(特定公的給付の支援を実施するための基礎とする情報の管理)					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2の121の項					

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	ども・健康部 子育て政策課 こども係					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_	_					
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 文書法制課 文書統計係 電話: 0797-38-2010 E-mail: bunsyotoukei@city.ashiya.lg.jp					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て政策課 こども係 電話: 0797-38-2045 ファクス: 0797-38-2190 E-mail: kodomo@city.ashiya.lg.jp					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和]4年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	点項目評価書 項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	と除く。) [O]:	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接網		接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている	าอ		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明